

I いじめ防止等の対策に関する基本理念

1 基本理念（いじめ防止対策推進法 第3条）

- (1) いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する。

2 基本方針

- (1) 生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- (2) 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

3 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法 第8条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

4 保護者の責務（いじめ防止対策推進法 第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

II いじめの理解

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

「一定の人的関係」とは、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指す。

2 いじめの内容例

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめの要因

いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。

いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題である。生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成が大切である。

4 いじめの衝動を発生させる要因例

- (1) 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- (2) 集団内の異質な者への嫌悪感情
- (3) ねたみや嫉妬感情
- (5) 遊び感覚やふざけ意識
- (6) 金銭などを得たいという意識
- (7) 被害者となることへの回避感情

5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも二つの要件が満たされていることが必要となる。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。（いじめ防止等のための基本的な方針）

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3ヶ月を目安とする。

- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

6 いじめの認知

- (1) いじめの定義に基づく確実な認知

家庭、地域、関係機関等に対して、どのような行為が「いじめ」に該当するのかを説明し、共通理解を図る。いじめの認知件数が多いことは、いじめの初期段階のものを含めて積極的に認知し解消に努めようとしていることについて理解を得る。

- (2) 認知の流れ

ア 教職員が気づいた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「生徒指導対策委員会」に報告する。

- イ 「生徒指導対策委員会」は、教職員から報告があった全ての事案について事実確認の方策について協議する。
- ウ 「生徒指導対策委員会」は役割分担を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を共有する。
- エ 「生徒指導対策委員会」は、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうか判断する。→いじめの認知

Ⅲ 学校いじめ対策組織（生徒指導対策委員会兼いじめ防止会議）

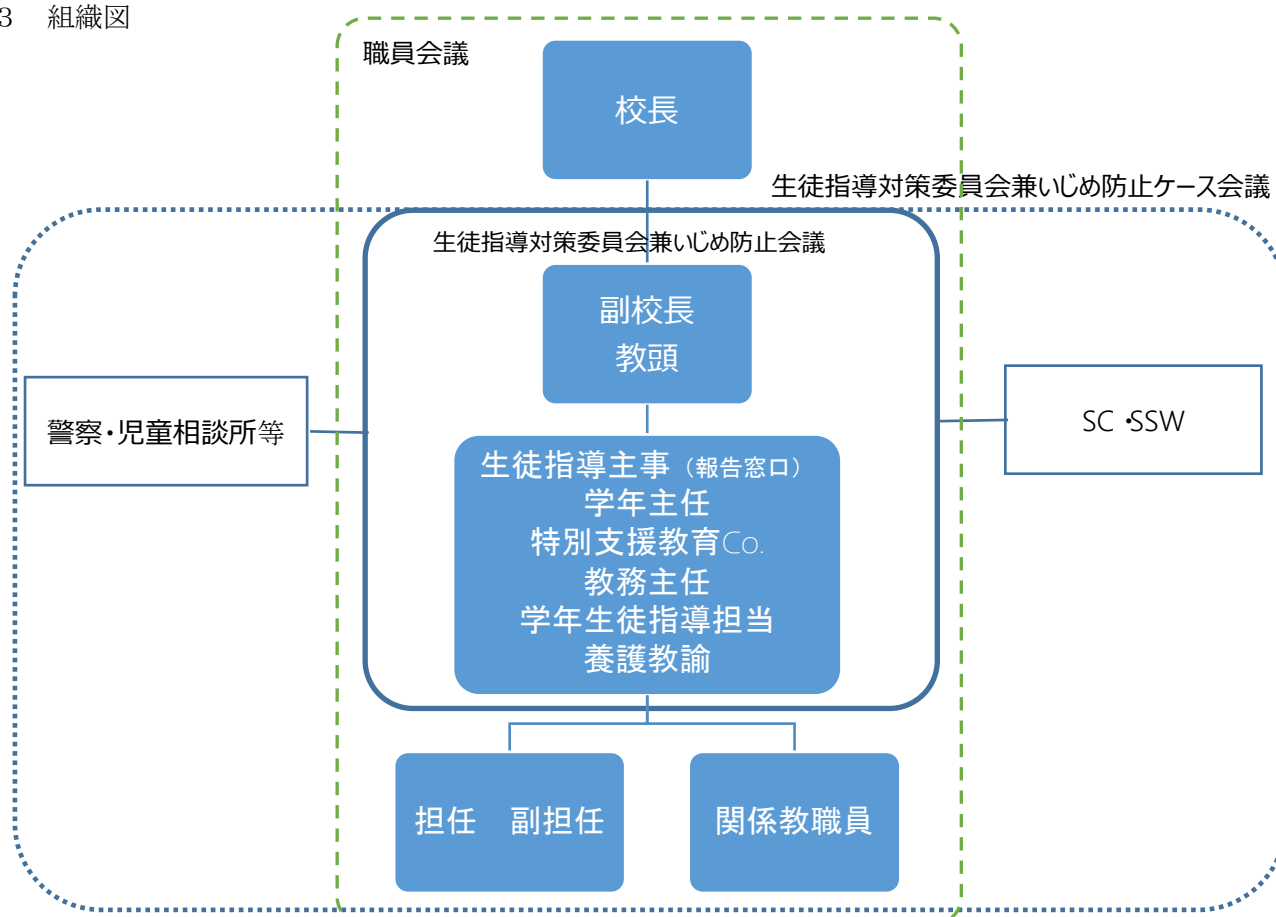
1 構成員

副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部（学年担当）、特別支援教育 Co.（学年担当）、養護教諭（状況に応じて、SC、SSW、スクールロイヤー、警察など）

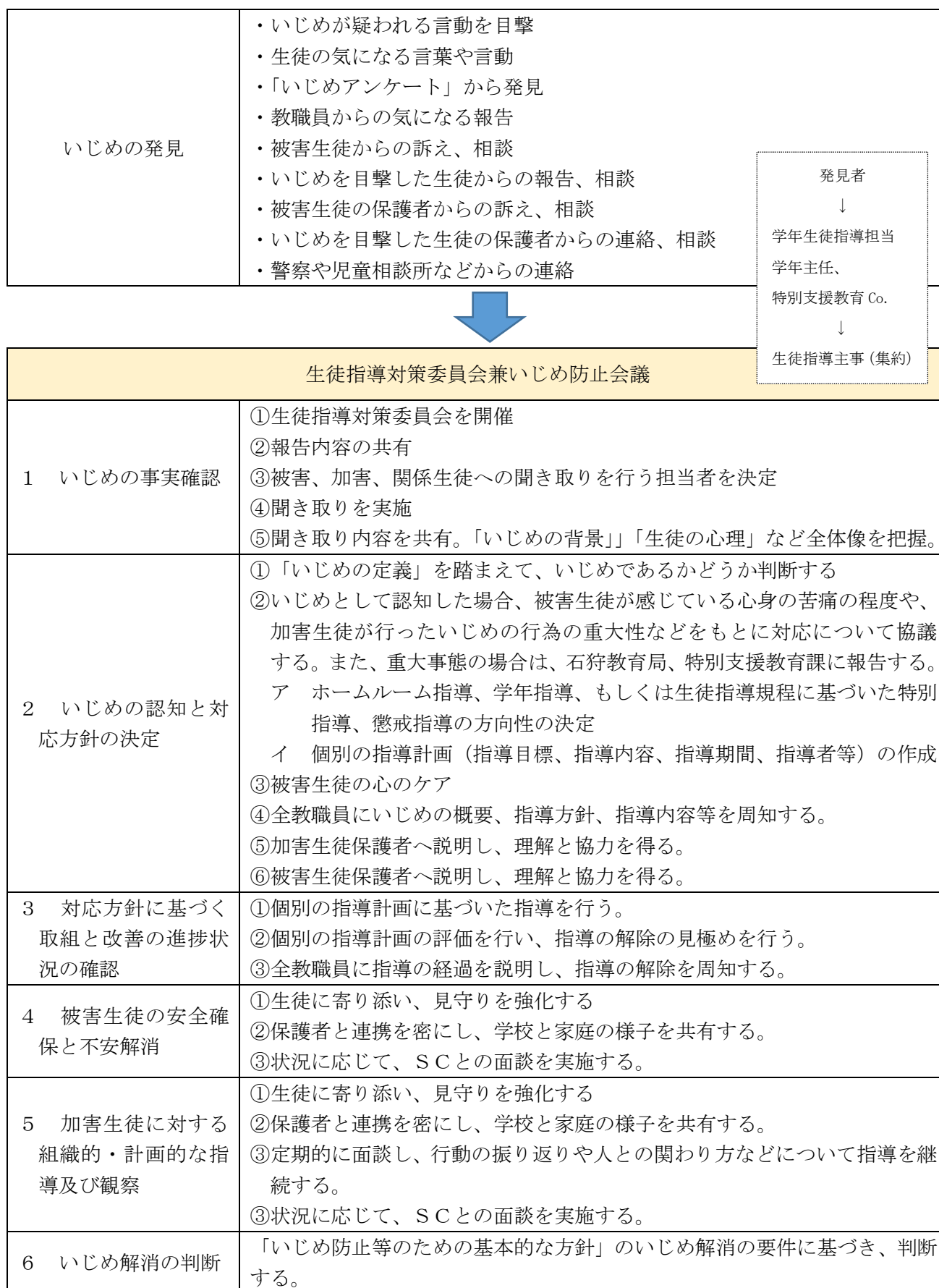
2 役割

- (1) 学校いじめ防止プログラム（アンケートやいじめ防止の取組などの年間指導計画）の作成
- (2) 校内研修の企画・実施
- (3) いじめの相談・通報の窓口
- (4) いじめ事案に関する会議の開催
- (5) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
- (6) いじめの重大事態の調査等

3 組織図

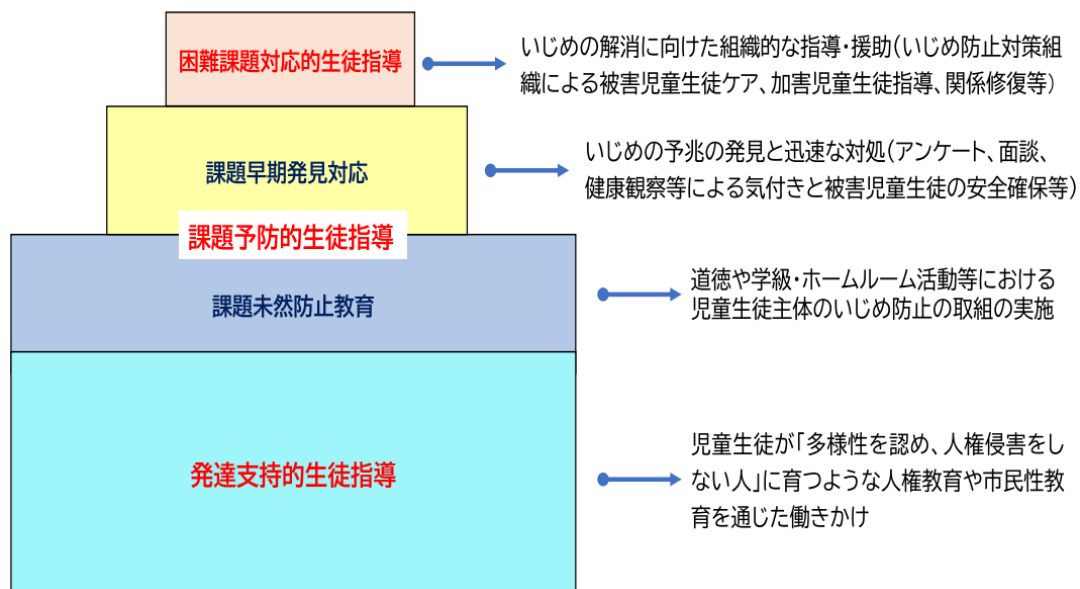


4 組織的な対応（対応マニュアル）

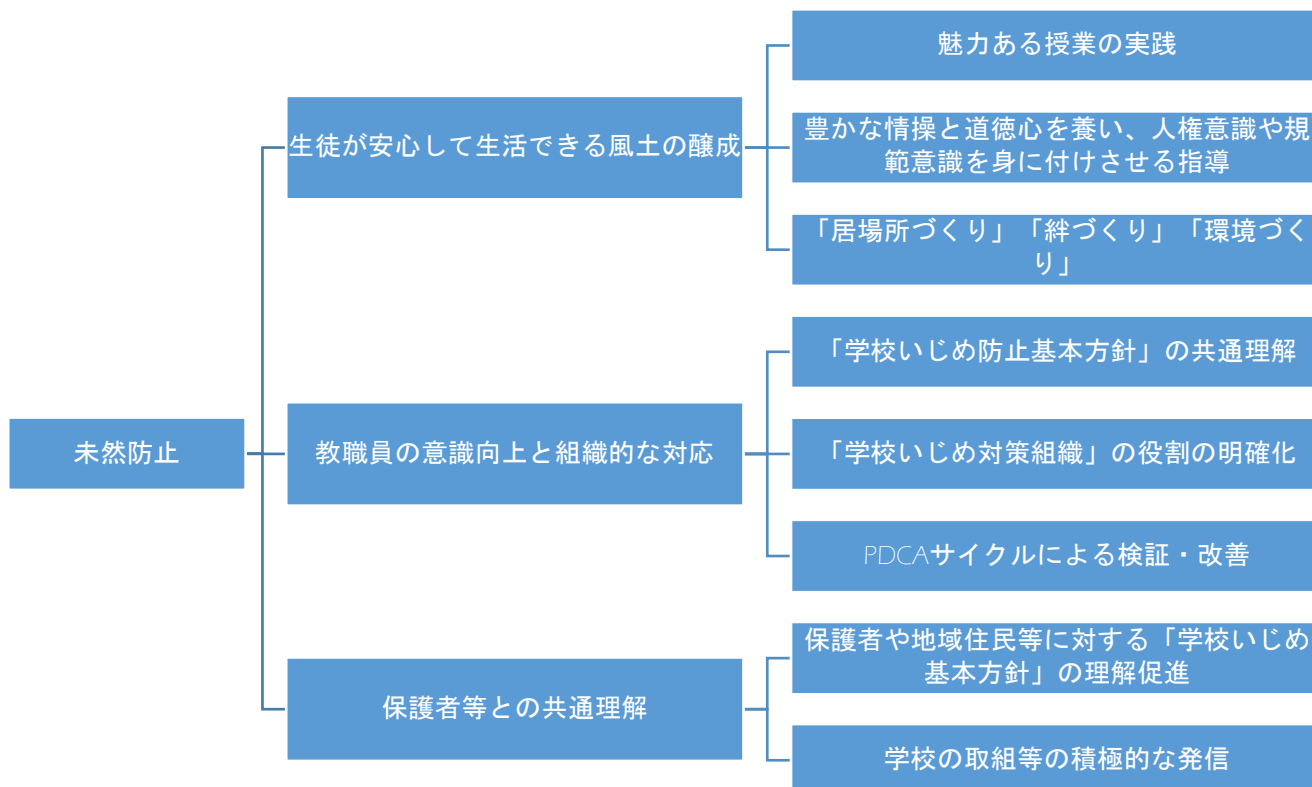


IV いじめ未然防止及び早期発見対応

1 いじめ対応の重層的支援構造（生徒指導提要）



2 いじめ未然防止について



(1) 発達支持的生徒指導

内容	主な学習場面
ア 人権に関する教育の一層の充実	教育活動全体、社会、LHR
イ 生徒の人間関係を形成する力の育成や社会性の発達支援	教育活動全体、社会生活、LHR
ウ 生徒の自己有用感や自己肯定感の向上	教育活動全体、社会生活、LHR
エ 生徒の社会性や規範意識の育成	教育活動全体、社会生活、社会、LHR

(2) 課題未然防止教育

内容	取組例
ア 生徒や保護者等への「学校いじめ防止基本方針」の周知、理解促進	・学校HPへの掲載 ・PTA総会、学校運営協議会 ・全校集会 等
イ 生徒自らがいじめの防止に取り組む活動の推進	・生徒会（委員会）活動 ・LHR
ウ 家庭や地域と連携し、多様な教育資源を活用した道徳教育の推進	・社会生活 ・あいcircle
エ いじめ防止に関わり、専門家等と連携した取組の推進	・SC, SSWとの連携 ・デイジー（大学院生ボランティアとの関わり） ・情報モラル教育 ・性教育
オ 「性的マイノリティ」とされる生徒や多様な背景を持つ生徒への指導や支援	・養護教諭、特別支援教育 Co.、SW との連携

2 いじめの早期発見・対処の在り方（課題早期発見対応）

内容	取組
ア いじめの積極的な認知と「いじめ見逃しゼロ」の徹底	・いじめアンケート ・いじめの早期発見のためのチェックリスト（*1） ・個別面談の実施 ・学年生徒指導担当及び学年主任を中心とした生徒の様子の共有
イ 生徒がいじめについて相談しやすい環境の整備	・ホームルーム担任等との個別面談の実施 ・特別支援教育 Co. 等による悩み相談の実施 ・SCとの連携 ・SOSの出し方に関する教育の実施
エ 「学校いじめ対策組織」に報告された情報整理及び認知の判断	・生徒指導対策委員会内の情報共有 ・役割分担の明確化 ・会議記録の整理

オ 適切なアセスメントに基づく被害・加害生徒、関係生徒への対応	①いじめられている生徒の理解と傷ついた心のケア ②被害者のニーズの確認 ③いじめの加害者と被害者の関係修復 ④いじめの解消
---------------------------------	--

3 困難課題対応的生徒指導

内容	取組
ア 学校いじめ対策組織(生徒指導対策委員会)によるケース会議の実施	(状況に応じてＳＣ、ＳＳＷ等を交える) (問題に応じて警察にあらかじめ相談する) ①アセスメント ②アセスメントに基づく被害生徒への援助方針及び加害生徒への指導方針、周囲の生徒への働きかけの方針のプランニング ③(ケース会議後)被害生徒及び保護者に説明 ④指導・援助プランの実施 ⑤3ヶ月を目途に、丁寧な見守り ⑥石狩教育局、特別支援教育課に報告 ⑦情報の整理と管理、記録の整理
イ 道教委の「外部専門家チーム」「いじめ問題『緊急支援チーム』」等の活用	学校だけでは解決することが困難な事案については、生徒を徹底して守る観点から、専門家等の助言を得る。
ウ 関係機関との連携	犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。 (強制わいせつ、自殺関与、暴行、脅迫、強要、恐喝、児童ポルノ提供等)

V いじめの重大事態について

1 いじめの重大事態の定義(いじめ防止対策推進法第28条)

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(第1項第1号)

ア 児童生徒が自作を企図した場合(自殺を図った、自殺を図ろうとした場合)

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合 など

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第1項第2号)

ア 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする

イ 一定期間、連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず、迅速に対応する

2 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した疑いがあると認められる場合は、石狩教育局、特別支援教育課を通じて、その旨を知事に報告する。
- (2) いじめられて重大事態に至ったという生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。(相談機関等からの連絡・報告を受けた場合も同様)
- (3) 被害生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行う。被害生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

VI 関係機関等との連携

1 家庭・地域との連携

(1) 学校評価（いじめ防止対策推進法 第34条）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

イ 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組を改善する。

(2) 周知・研修

ア 学校ホームページへ掲載し、生徒や保護者、地域の方が確認できるようにする。

イ 保護者には、入学式後のオリエンテーション、PTA総会にて本校のいじめ防止等の取組を説明する。

ウ 生徒には、学年集会や全校集会にて本校のいじめ防止等の取組を説明する。

エ 学校運営協議委員には、学校運営協議会にて本校のいじめ防止等の取組を説明する。

オ 教職員には、毎年実施する「生徒指導研修」において本校のいじめ防止の取組等について協議し、共有する。また、職員会議にて「いじめアンケートの結果や対応」について共有する。

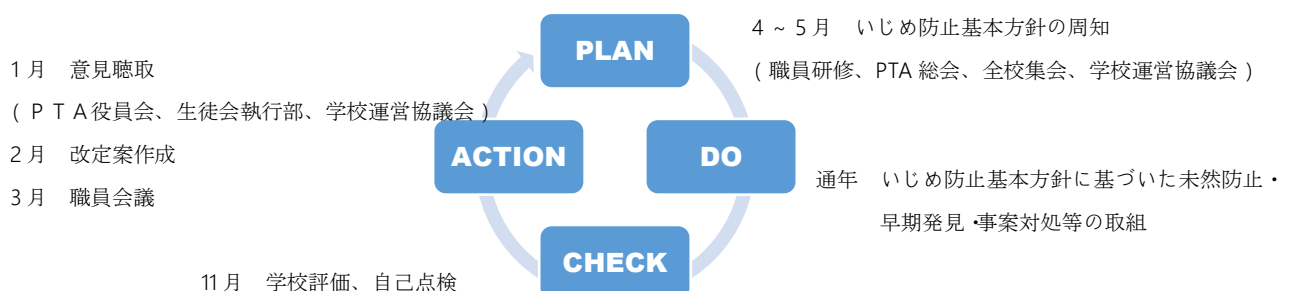
(3) 点検・見直し

ア 毎年、生徒指導対策委員会兼いじめ防止会議が本方針の自己点検を行う。

イ 自己点検結果を生徒会執行部、PTA役員会、学校運営協議会に報告し、意見聴取を行う。

ウ 改定が必要となった場合は、生徒指導対策委員会兼いじめ防止会議が各部署からの意見を参考に原案を作成する。

エ 職員会議にて協議し、最終決定する。



2 関係機関との連携

(1) 警察、児童相談所等との連携

生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察や児童相談所等と相談・通報を行い適切な援助を求める。

また、札幌市救護協議会とも必要に応じて、情報提供を求める。

(2) 他の機関との連携

ア 研修の実施

生徒向け及び教職員向けなどに、情報モラルや性に関する研修などを実施する。

イ スクールロイヤー

状況に応じて、スクールロイヤーを申請し、対応に関する助言を得る。

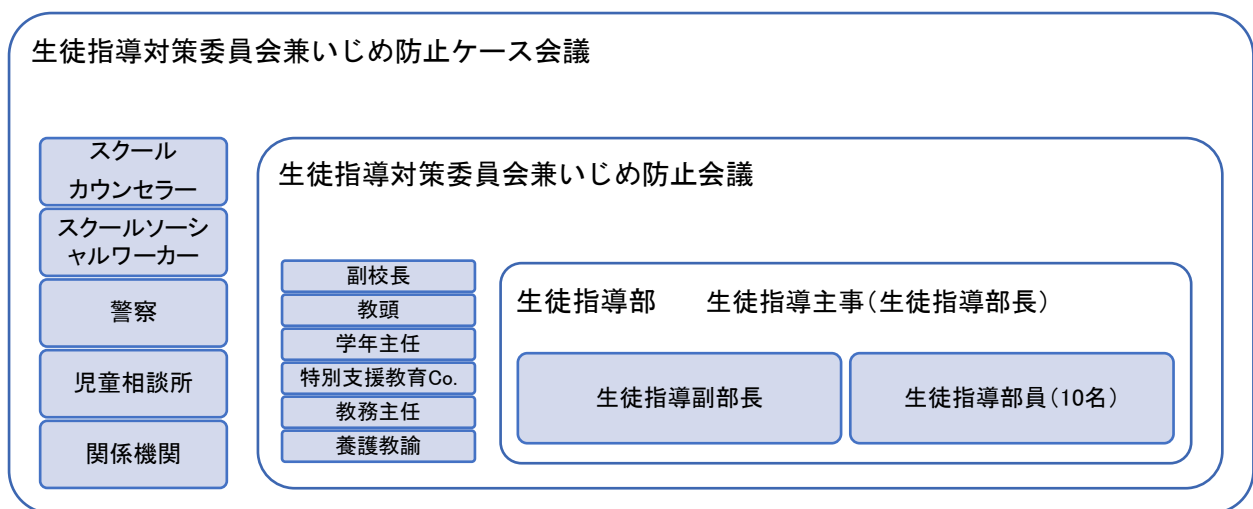
VII 生徒指導体制と教育相談体制

1 生徒指導体制

(1) チーム学校

全教職員が、「職員行動指針」「生徒指導ガイドライン」「生徒指導規程」に基づき、「あいの里ルール」（生徒用ルール）に則った指導・支援を行う。また、生徒指導を充実させるために校内研修の実施や校外における研修会等に積極的に参加する。

(2) 生徒指導部を中心とした組織図



2 教育相談体制

(1) 発達支持的教育相談

全ての生徒を対象に、ホームルーム担任・副担任が定期的に個別面談を実施する。また、特別支援教育Co.や養護教諭、学年主任、進路指導担当者など、いつでも気軽に相談やSOSを出せる環境をつくる。

各教科等の学習において、対人関係スキルや協働的な問題解決力を身に付けることできる学びを実施する。

(2) 課題予防的教育相談（課題未然防止教育）

ア 全ての生徒を対象に、ホームルーム担任・副担任等が定期的に個別面談を実施する。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医（精神科医）との相談を希望する生徒・保護者には、相談機会を設定する。

イ ある問題や課題の兆候が見られる特定の生徒を対象に、ホームルーム担任・副担任、特別支援教育C o.、養護教諭、学年主任、生徒指導担当、進路指導担当者などが個別面談を実施する。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医（精神科医）との相談機会を積極的に設定する。

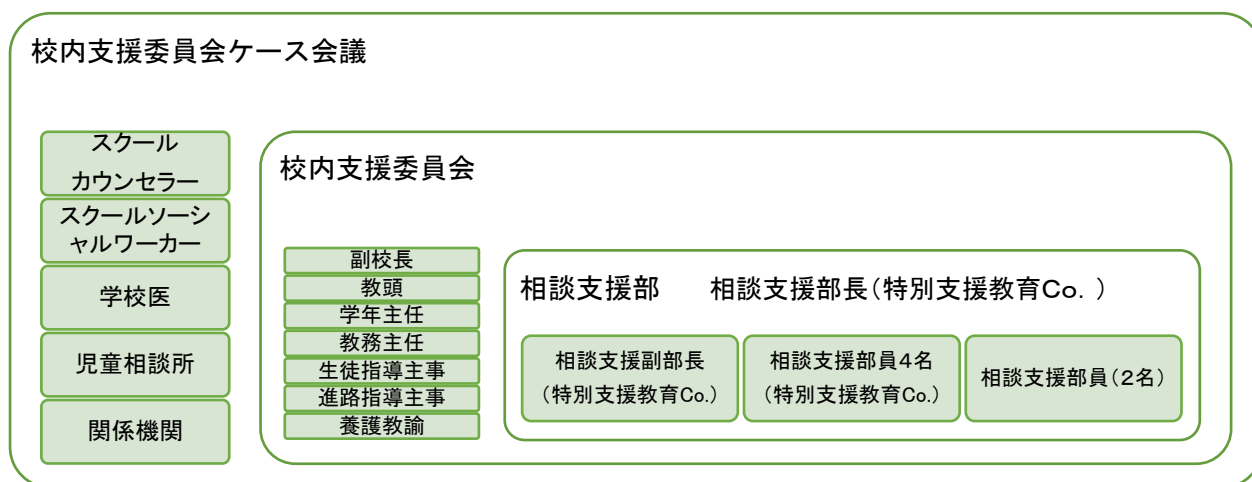
(3) 課題予防的教育相談（課題早期発見対応）

学年会議、校内支援委員会、生徒指導対策委員会等において支援が必要とされる生徒を対象に、ケース会議を開催し、適切な指導・必要な支援を整理する。

(4) 困難課題対応的教育相談

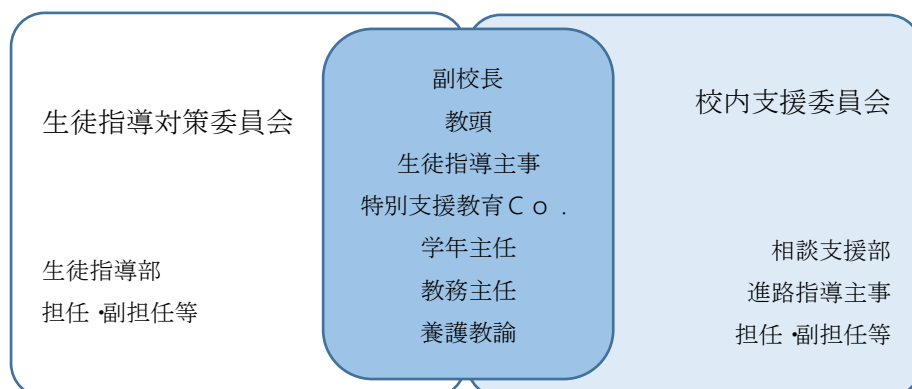
困難な状況にある生徒を対象に、ケース会議を開催し、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指す。

(5) 相談支援部を中心とした組織図



*校内支援委員会は、生徒の状況やケースにより、柔軟にチームを編成し、対応する。

3 生徒指導と教育相談の一体化



VIII いじめ防止のための年間指導計画

月	いじめ未然防止に係る 学校行事や取組	心の通い合いを大切に した活動、異学年交流	いじめ未然防止の取組	いじめ防止会議 いじめアンケート
4	☐ 入学式 ☐ PTA総会 ☐ 「学校いじめ防止基本方針」HPへの掲載	☐ 新入生歓迎会 ☐ 新入生に対する SCのグループエンカウンター	☐ 生徒指導研修（教職員） ☐ LHR「あいの里ルールについて」 ☐ 情報 1～3年：「情報モラル」	
5	☐ 非行防止教室 ☐ 宿泊研修 ☐ 学校運営協議会 PTA 理事会 「学校いじめ防止基本方針」の説明		☐ 社会生活 1年：「自分のこと」 （自己肯定感） 2年：「ルールやマナー」 （規範意識） 3年：「ルールやマナー」 （規範意識） ☐ いじめに関わる研修（教職員）	☐ いじめアンケート①
6	☐ 見学旅行	☐ 生徒総会 ☐ 学校説明会	☐ 社会生活 1～3年：「コミュニケーション」 （人間関係、社会性） ☐ 情報 3年：「情報モラル」 ☐ 全校集会	☐ アンケート集約 ☐ いじめ防止会議
7	☐ 携帯・スマホ安全教室	☐ あいcircle ☐ 生徒会レク	☐ LHR 全学年：居場所アンケート ☐ 情報 2年：「情報モラル」 ☐ 社会 3年：「日本国憲法と人権」 （人権教育） ☐ 学年集会による集団づくり	
8			☐ 学年集会による集団づくり ☐ 情報 1年：「情報モラル」	
9		☐ 学校説明会 ☐ こころの教室ディジー		
10		☐ こころの教室ディジー	☐ 社会生活 1年：「コミュニケーション」 （人間関係、社会性） 2年：「コミュニケーション」 （人間関係、社会性） ☐ 情報 3年：「情報モラル」 ☐ いじめに関わる研修（教職員）	☐ いじめアンケート②
11	☐ 学校運営協議会	☐ あいcircle ☐ こころの教室ディジー		☐ アンケート集約 ☐ いじめ防止会議

12		☐ 学校祭	☐ 情報 1年：「情報モラル」 ☐ 学年集会による集団づくり	
1	☐ 学校評価アンケート		☐ 社会生活 3年：「法やきまり」 (人権教育) ☐ 学年集会による集団づくり	
2		☐ 卒業生を送る会	☐ 情報 2年：「情報モラル」	☐ いじめ防止会議
3	☐ 学校運営協議会	☐ 卒業式	☐ 学年集会による集団づくり	

＊１ いじめ早期発見のためのチェックリスト

()年()組 氏名()

		項目	/	/	/	/	/
学校	1	遅刻・欠席・早退が増える					
	2	遅刻・欠席・早退の理由を明確に言わない					
	3	教師と視線が合わず、うつむいている					
	4	体調不良を訴える					
	5	保健室・トイレに行くようになる					
	6	決められた座席と異なる席に着いている					
	7	給食にいたずらをされている					
	8	給食を所定の場所で食べない					
	9	食欲不振・不眠を訴える					
	10	ふざけている表情がさえない					
	11	友達とのかかわりを避ける					
	12	慌てて下校する					
	13	筆記用具の貸し借りが多い					
	14	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している					
	15	教職員が近づくと、不自然に分散する					
	16	ある生徒に対して、異常に気を遣っている					
	17	自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在になっている。					
共通	18	持ち物がなくなる					
	19	持ち物にいたずら・落書きをされている					
	20	持ち物がなくなったり、壊されたりする					
	21	嫌なあだ名が聞こえる					
	22	理由のはっきりしない衣服の汚れがある					
	23	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある					
	24	何か起こると特定の生徒の名前が出る					
	25	友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる					
	26	特定の友人からの誘いをよく断る					
	27	遊ぶ友達が急に変わる					
家庭	28	お金を欲しがる					
	29	朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする					
	30	登校時間になると体調不良を訴える					
	31	学校や友達のことを話さなくなる					
	32	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする					
	33	電話におびえる					
	34	受信したメールをこそこそ見る					